

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第44号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表89の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に改め、同表90の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に改め、同表90の2の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

90 の3	通訳案内士法第57条において準用する同法第18条の規定に基づく地域通訳案内士の登録の申請に対する審査	地域通訳案内士登録申請手数料		1件につき	5,100円	
90 の4	通訳案内士法第57条において準用する同法第23条第2項の規定に基づく地域通訳案内士登録証の訂正	地域通訳案内士登録証訂正手数料		1件につき	4,000円	
90 の5	通訳案内士法第57条において準用する同法第24条の規定に基づく地域通訳案内士登録証の再交付	地域通訳案内士登録証再交付手数料		1件につき	4,000円	

別表93の2の項を次のように改める。

93 の2	旅行業法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	静岡県知事登録旅行サービス手配業新規登録申請手数料		1件につき	1万5,000円	
----------	--------------------------------------	---------------------------	--	-------	----------	--

別表93の3の項から93の5の項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成30年1月4日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正法附則第4条の申請（改正法第2条の規定による改正後の旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条の登録に係るものに限る。）に係る手数料は、この条例による改正後の静岡県手数料徴収条例別表第93の2の項の規定の例により徴収することができる。